

〔照会先〕

石川労働局発表
令和7年8月1日（金）

石川労働局労働基準部
監督課長 坂本 千秋
地方労働基準監察監督官 道下 豊
電話 076 (265) 4423



報道関係者 各位

建設工事現場に対する一斉監督の結果を公表します

～ 87 現場に監督指導を行い、31 現場（35.6%）に是正指導 ～

石川労働局（局長 八木 健一）では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の復旧・復興に向けた建設工事の労働災害防止に加え、管内の建設工事現場における夏季の熱中症対策の周知を図るため、令和7年6月に県内全ての労働基準監督署（金沢・小松・七尾・穴水）において、一斉に監督指導を実施しました。

今般、その結果を取りまとめたので公表します。

1. 実施期間 令和7年6月
2. 実施対象 石川県内の建設工事現場 87現場
3. 実施結果の概要について

- ・監督指導を実施した87現場のうち、31現場（35.6%）において、何らかの労働安全衛生法違反が認められた。（別紙表1）
- ・法違反が認められた現場に対しては、事業者に対して是正勧告を行い、是正を指導した。
- ・墜落・転落災害防止措置に関する法違反は18.4%の現場で認められ、特に、高さ2メートル以上の足場の作業床や架設通路について、手すり等の墜落防止措置を講じていない法違反が8現場で認められた。そのうち6現場には、重篤な災害につながる危険性が高いとして、立入禁止や作業停止を命じた。（別紙表2・表4）
- ・車両系建設機械に関する法違反は12.6%の現場で認められ、特に、車両建設機械との接触防止措置を講じていない法違反が6現場で認められた。（別紙表2・表4）
- ・解体工事現場では、40現場のうち、39現場が公費解体現場であった。公費解体現場では、15現場（38.5%）に法違反が認められた。（別紙表3）
- ・令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策の強化が図られていることから、各現場に改正内容を周知した。（別紙参考資料①）

4. 今後の取組について

令和7年6月末現在、建設業の休業4日以上労働災害（コロナウイルス感染症を除く）は、69件（前年同月比8件増、13.1%増）となっています。（別紙参考資料②）

石川労働局では、引き続き、監督指導等により建設工事現場に対する労働災害防止対策や熱中症対策の周知に取り組んでいきます。

また、公費解体について、完了目標とされている本年10月末が迫る中、労働災害防止対策の徹底を図るため、今後も集中的に監督指導を実施することとしています。

表 1 建設工事現場に対する一斉監督の実施状況（現場数）

		建築現場	土木現場	解体工事現場	合計
監督現場数		36	11	40	87
発注者別	公共工事	2	7	39	48
	民間工事	34	4	1	39
措置状況	法違反が認められた現場数	11	4	16	31
	うち使用停止命令等を命令した現場数	6	0	0	6
	法違反が認められた現場の割合	30.6%	36.4%	40.0%	35.6%

表 2 主な法違反の内容（現場数）

違反内容		違反現場数 ※ 2	違反率(%) ※ 3
元請事業者の現場管理	関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう元方事業者として必要な指導を行っていないもの（※ 3 安衛法第 29 条）	19	21.8
墜落・転落災害の防止	高さ 2 メートル以上の足場の作業床や架設通路について、手すり等の墜落防止措置が講じられていないもの。（足場：安衛則第 563 条・第 655 条、架設通路：安衛則第 552 条・第 654 条）	8（6）	9.1
墜落・転落災害の防止	高さ 2 メートル以上の作業床・開口部等の端の作業について、手すり等の墜落防止措置が講じられていないものや、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させていないもの。（安衛則第 519 条第 1 項・第 2 項・第 653 条）	6	6.9
建設機械災害の防止	車両系建設機械との接触防止措置が講じられていないもの。（安衛則第 158 条）	6	6.9
石綿障害防止	解体対象の建築物について、石綿等の使用の有無に係る事前調査結果を現場の見やすい箇所に掲示していないもの。（石綿則第 3 条第 8 項）	5	5.7

違反内容		違反現場数 ※ 2	違反率(%) ※ 3
建設機械災害の防止	車両系建設機械を主たる用途以外で使用していたもの。(安衛則第 164 条)	4	4.6
墜落・転落災害の防止	足場について、作業床の最大積載荷重を労働者に周知していないもの。(安衛則第 562 条第 3 項)	3	3.4
建設機械災害の防止	車両系建設機械の作業計画を作成していないもの。(安衛則第 151 条の 3)	3	3.4

※ 1 現場で複数の法違反が認められた場合があるため、表 1 の「法違反が認められた現場数」とは一致しない。

※ 2 括弧内は、立入禁止や作業停止を命じた現場数である。

※ 3 違反率は、違反現場数を監督実施現場数（87 現場）で除したものである。

※ 4 【法令の表記】 安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生法施行規則
石綿則：石綿障害予防規則

表 3 解体工事現場における違反内容（現場数）

違反内容		違反現場数 ※ 2	違反率(%) ※ 3
元請事業者の現場管理	関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう元方事業者として必要な指導を行っていないもの(安衛法第 29 条)	16 (15)	40.0
建設機械災害の防止	車両系建設機械との接触防止措置が講じられていないもの。(安衛則第 158 条)	6 (6)	15.0
石綿障害防止	解体対象の建築物について、石綿等の使用の有無に係る事前調査結果を現場の見やすい箇所に掲示していないもの。(石綿則第 3 条第 8 項)	5 (4)	12.5
建設機械災害の防止	車両系建設機械を主たる用途以外で使用していたもの。(安衛則第 164 条)	3 (3)	7.5
建設機械災害の防止	車両系建設機械の作業計画を作成していないもの。(安衛則第 151 条の 3)	3 (3)	7.5
墜落・転落災害の防止	高さ 2 メートル以上の作業床・開口部等の端の作業について、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させていないもの。(安衛則第 519 条第 2 項)	2 (2)	5.0

※ 1 現場で複数の法違反が認められた場合があるため、表 1 の「法違反が認められた現場数」とは一致しない。

※ 2 括弧内は、公費解体現場における違反数である。公費解体現場には、39 現場に監督指導を実施し、そのうち 15 現場に法違反が認められた。

※ 3 違反率は、解体現場（40 現場）における違反率である。

表 4 工事種別ごとの主な法違反の態様（現場数）

違反の態様の分類	建築現場	土木現場	解体工事 現場	合計 ※ 1	違反（％） ※ 2
元請事業者の現場管理	0	3	16	19	21.8
墜落・転落災害の防止	11	3	2	16	18.4
建設機械災害の防止	0	1	10	11	12.6
石綿障害防止	0	0	5	5	5.7

※ 1 現場で複数の法違反が認められた場合があるため、表 1 の「法違反が認められた現場数」とは一致しない。（例：1 つの現場にて、車両系建設機械の接触防止と車両系建設機械の作業計画の違反を認めた場合には、「建設機械災害の防止」に 1 現場を計上している。）

※ 2 違反率は、違反現場数を監督実施現場数（87 現場）で除したものである。

《参考資料》

- ① 職場における熱中症対策の強化について
- ② 令和 7 年労働災害発生状況（速報値）

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

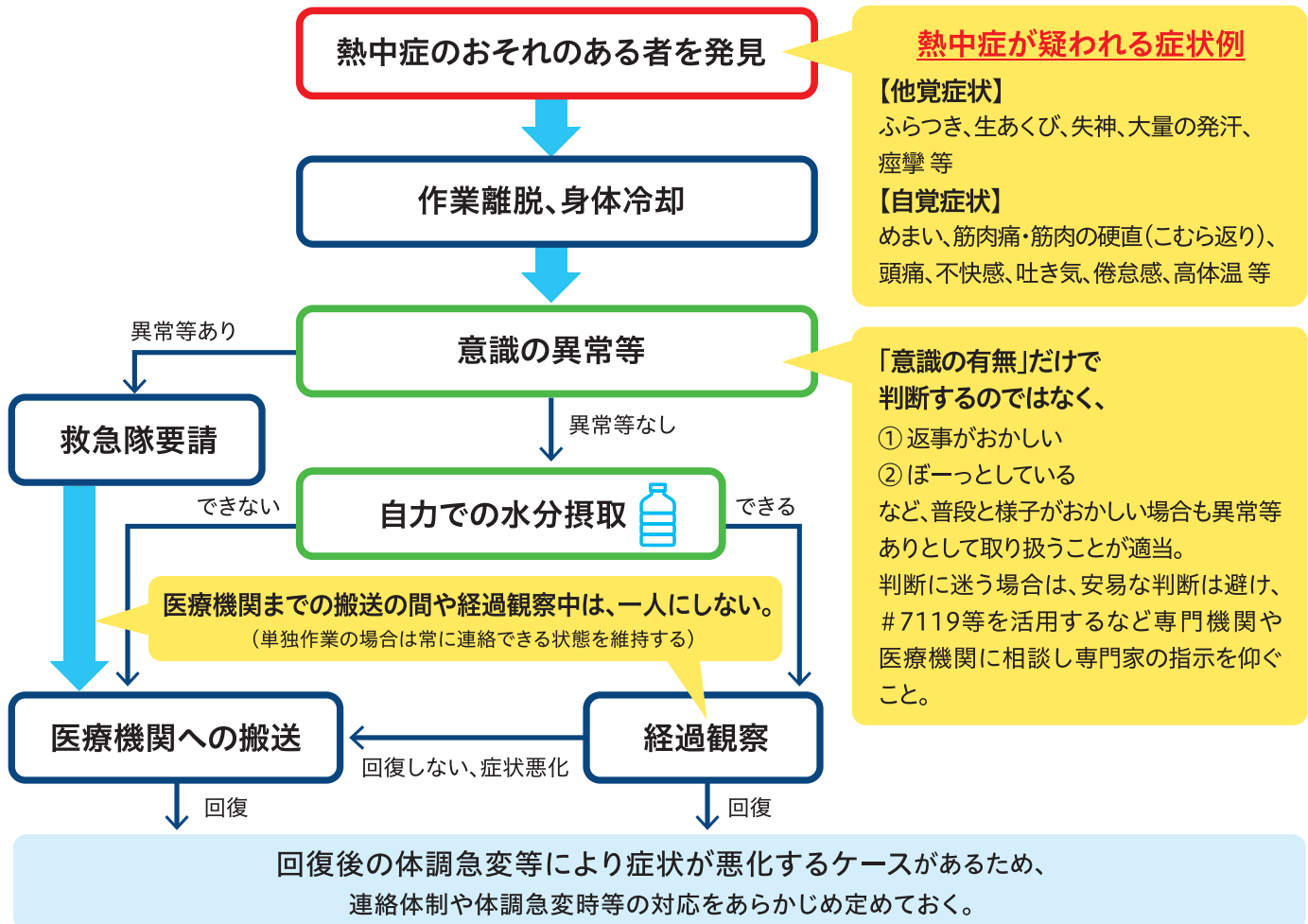
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

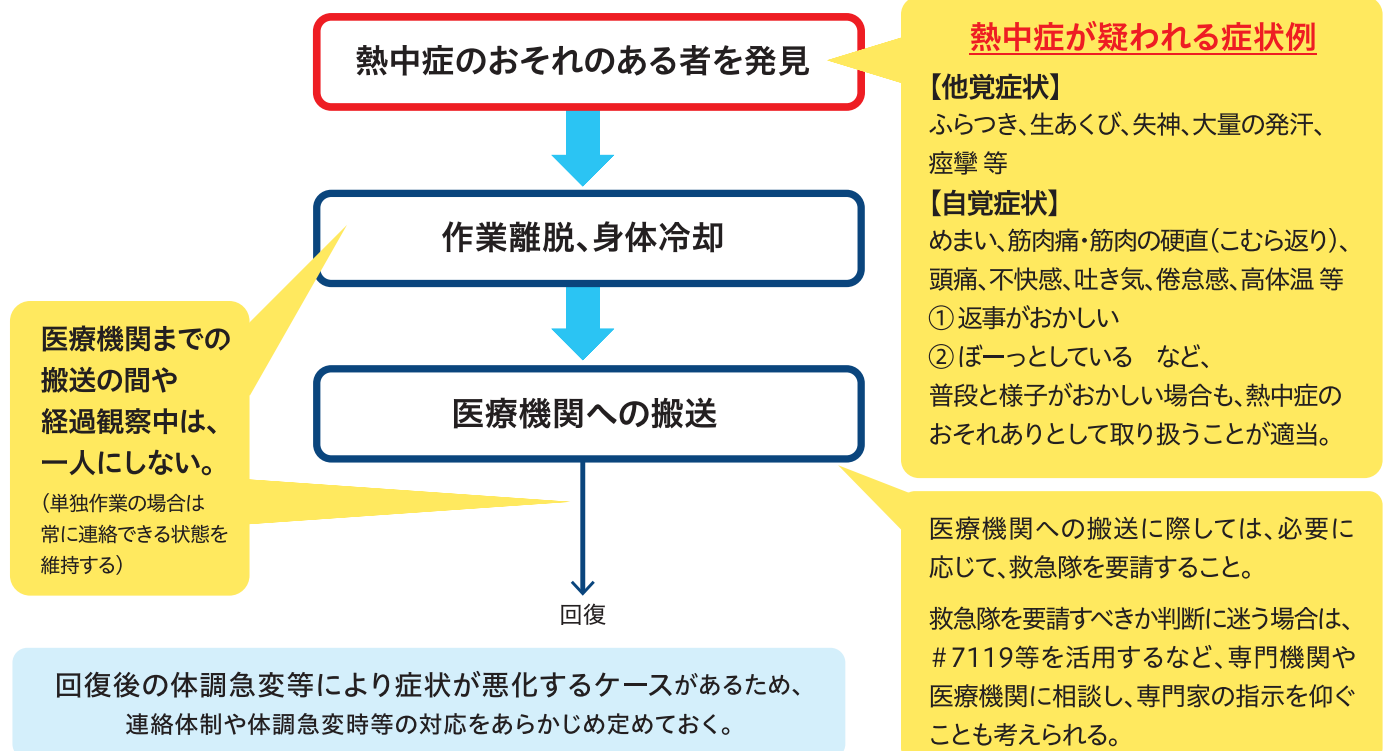
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



令和7年 労働災害発生状況（速報値）

令和7年6月30日現在
石川労働局

前年同月比（コロナウイルス感染症を除く）										86人		18.1%		石川労働局																						
業種別		年別 死傷者		合 計			前年同月比			労働基準監督署別																										
				金沢署						小松署						七尾署						穴水署														
				7 年						6 年			7 年			6 年			7 年			6 年			7 年			6 年								
				死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）	死亡	死傷	コロナ ウイルス 感染症を 除く （内数）									
総 計		7	599	561	4	512	475	3	87	17.0%	5	362	324	2	327	299	1	147	147	1	103	98	1	55	55	1	59	59		35	35		23	19		
製 造 業	食料品		28	28		20	20			8	40.0%		15	15		14	14		12	12		5	5		1	1		1	1						0	
	繊維工業		11	11		10	10			1	10.0%		6	6		3	3		5	5		4	4					3	3					0		
	衣服その他繊維		2	2		1	1			1	100.0%					1	1					0			2	2			0					0		
	木材・木製品		5	5		1	1			4	400.0%		3	3			0		2	2			0				1	1						0		
	家具・装備品		1	1		2	2			▲1	▲50.0%					1	1		1	1			0				1	1						0		
	パルプ等		2	2		5	5			▲3	▲60.0%		2	2		2	2					2	2					1	1					0		
	印刷・製本	1	4	4		3	3	1	1		33.3%	1	3	3		2	2		1	1			0				1	1						0		
	化学工業		4	4		6	6			▲2	▲33.3%		3	3		3	3						0		1	1		3	3						0	
	窯業土石		2	2		1	1			1	100.0%		1	1			0		1	1			0				1	1							0	
	鉄鋼業		4	4		4	4			0	0.0%		4	4		4	4						0					0							0	
	非鉄金属		2	2						2			2	2			0						0						0						0	
	金属製品		23	23	1	9	9	▲1	14	155.6%		12	12	1	5	5		9	9		3	3		1	1		1	1		1	1				0	
	一般機械器具		17	17		17	17			0	0.0%		9	9		7	7		7	7		9	9		1	1		1	1						0	
	電気機械器具		10	10		10	10			0	0.0%		3	3		4	4		7	7		6	6					0						0		
	輸送用機械		7	7		10	10			▲3	▲30.0%		4	4		5	5		2	2		4	4		1	1		1	1						0	
	電気・ガス															0						0						0							0	
	その他の製造業		11	11		8	8			3	37.5%		8	8		7	7		2	2		1	1		1	1			0						0	
計		1	133	133	1	107	107	0	26	24.3%	1	75	75	1	58	58		49	49		34	34		8	8		15	15		1	1				0	
鉱 業			1	1		1	1			0	0.0%					1	1					0						0		1	1				0	
建 設 業	土木工事		17	17		8	8			9	112.5%		9	9		5	5		2	2			0		2	2		3	3		4	4				0
	木造家屋建築	2	27	27		9	9	2	18	200.0%	2	6	6		7	7		3	3		2	2		6	6			0		12	12				0	
	建築工事	2	41	41		33	33	2	8	24.2%	2	13	13		20	20		5	5		8	8		10	10			0		13	13		5	5		
	その他の建設業		11	11	1	22	20	▲1	▲11	▲50.0%		4	4		5	5		2	2	1	3	3		3	3		5	5		2	2		9	7		
計		2	69	69	1	63	61	1	6	9.5%	2	26	26		30	30		9	9	1	11	11		15	15		8	8		19	19		14	12		
運 輸 交 通 業	鉄道等		1	1						1					0						0		1	1			0							0		
	道路旅客		5	5		5	5			0	0.0%		2	2		3	3		1	1			0		2	2		2	2					0		
	道路貨物運送	2	65	65	1	58	58	1	7	12.1%	1	51	51	1	47	47		1	12	12		7	7		1	1		4	4		1	1			0	
	その他の運輸交通業		1	1		2	2			▲1	▲50.0%						0					0		1	1		1	1					1	1		
計		2	72	72	1	65	65	1	7	10.8%	1	53	53	1	50	50		1	13	13		7	7		5	5		7	7		1	1		1	1	
貨 物 取 扱 業															0						0							0							0	
農 林 業	農業		2	2		1	1			1	100.0%		1	1		1	1					0		1	1			0							0	
	林業		2	2	1	4	4	▲1	▲2	▲50.0%					1	1						0				1	3	3		2	2				0	
	計		4	4	1	5	5	▲1	▲1	▲20.0%		1	1		2	2						0		1	1	1	3	3		2	2				0	
畜 産 ・ 水 産 業			4	4		3	3			1	33.3%		2	2		2	2						0		1	1		1	1		1	1				0
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	卸売業		22	22		16	16			6	37.5%		16	16		12	12		4	4		3	3		1	1		1	1		1	1			0	
	小売業		67	67		71	71			▲4	▲5.6%		42	42		51	51		16	16		13	13		6	6		6	6		3	3		1	1	
	その他の商業		15			9				4	44.4%		7	7		4	4		6	6		5	5		2	2										
	計		104	104		96	96			8	8.3%		65	65		67	67		26	26		21	21		9	9		7	7		4	4		1	1	
	金融広告業		5	5		3	3			2	66.7%		4	4		3	3						0		1	1			0						0	
	映画・演劇業		1	1						1				1	1			0					0					0							0	
	通信業		12	12		6	6			6	100.0%		8	8		4	4		3	3			0		1	1			0					2	2	
	教育研究		11	11		8	8			3	37.5%		7	7		7	7		3	3			0		1	1		1	1						0	
	社会福祉施設		85	50		66	41			19	28.8%		57	22		50	31		21	21		10	6		4	4		2	2		3	3		4	2	